

教育委員会 平成20年度11月定例会会議録

平成20年11月12日（水）鎌倉市役所 全員協議会室

10:00開会、12:45閉会

出席委員 藤原委員長、仲村委員、宮崎委員、林委員、熊代教育長

（会議経過）

藤原委員長 定足数に達したので、委員会は成立した。これより11月定例会を開会する。
本日の会議録署名委員を宮崎委員に願います。

<日程第1 報告事項>

藤原委員長 日程第1 報告事項に入る。

1 課長等報告

(1) 給食費の改定について

学務課長 本市の学校給食費は平成10年9月に、それまでの月額3,300円から月額3,600円に改定し、10年が経過し現在に至っている。この間、全般的に食材費等が上昇してきたが、栄養価基準や食の安全を確保することを前提として、献立の工夫や、より安価で購入できる仕入先を探すなどして月額3,600円を維持すべく対応してきた。そうした中で、平成20年度に入り、急激な諸物価の高騰を受け、学校給食で使用する食材費等も例年以上に上昇してきたことから、これまでの工夫等では、現行の金額において「安全で安心な給食を安定的に提供する」ことが困難な状況になってきた。そこで、給食費も含め学校給食を実施するための諸課題を協議する鎌倉市学校給食連絡協議会や小学校校長会で対応を協議したところ、本市が目指す「安全で安心な給食を安定的に提供する」ことを引き続き維持継続していくためには、給食費の改定を行うこともやむを得ない。また、現状の食材費等を考慮すると月額4,000円が適正な費用であるとの意見の集約がなされたところである。

こうしたことから、保護者等への周知期間を考慮し、平成21年4月分の学校給食費から月額3,600円を月額4,000円へ改定を行うこととなった。保護者への周知については、各学校とともに状況をよく説明し、御理解いただけるよう努めていきます。

(2) 小学校給食調理業務の民間委託について

学務課長 小学校の学校給食調理業務の民間委託については、小学校16校のうち、平成19年度深沢小学校、山崎小学校、小坂小学校、今泉小学校の4校、平成20年度は西鎌倉小学校、玉縄小学校の2校で委託化を図ってきた。

これまで委託化した6校の状況については、各校の保護者を対象とした試食会を通じて、給食の出来上がりや味付けについての意見をいただくとともに、保護者代表や委託業者も参加した学校給食運営協議会を設置し、安全面衛生面での配慮を含めた調理作業等に対する意見交換を行うなどして、学校給食自体への理解を深めていただくとともに、委託化に対する保護者等の不安解消を図っているところである。この試食会や学校給食運営協議会で出された保護者や、学校内での意見を踏まえると、いずれの学校も円滑に委託化への移行が行われ、本市が目指す安全・安心な給食を提供できていると判断しているところである。こうした中で、平成20年度末に新たに3名の調理員が退職することから、平成21年度にも1校の委託化を行う準備を進めているところである。

委託校の選定については、一定期間本市の給食業務を経験している正規栄養職員を配置できる学校で、その他児童数や施設設備の状況等を勘案しながら検討した結果、腰越小学校を委託していくこととした。

今後、腰越小学校の保護者には、説明会を開催して、御理解が得られるよう鋭意努力していきます。

(3) 学校耳鼻科医の解嘱及び委嘱について

学務課長 本件については、深沢小学校ほか3校（大船小学校、今泉小学校、植木小学校）の学校耳鼻科医として濱田彩子氏を委嘱することについて、急施を要し、教育委員会の会議に提案する暇がなかったため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、平成20年10月10日付で教育長がその事務を臨時に代理したので、その内容を報告するものである。

経過としては、学校保健法第16条の規定に基づき、深沢小学校ほか3校の学校耳鼻科医として委嘱していた濱田雅之氏が本年9月26日に逝去されたことに伴い、鎌倉市医師会から、後任者として濱田彩子氏の推薦を受けたので、10月10日付で深沢小学校ほか3校の学校耳鼻科医として委嘱したものである。任期は、前任者の残任期間のうち推薦があった日以降の平成20年10月10日から平成21年3月31日までである。

(4) 平成20年度全国学力・学習状況調査の結果について

教育指導課長 平成20年4月22日に実施された平成20年度全国学力・学習状況調査の本市の結果がまとまったので報告する。

今回の全国学力・学習状況調査には、小学校16校1,261名、中学校9校916名が参加した。前回の調査結果分析については、神奈川県学力検証改善委員会の報告を受け、その内容を参考にしながら本市全体の結果分析を実施し報告した。今回は、神奈川県として学力検証改善委員会が設置されず、県として特段の調査結果分析が行われないため、本市として独自に分析を行うことにした。鎌倉市学校教育研究会教科部会、鎌

倉市教育センター、教育指導課により「鎌倉市調査結果分析委員会」を組織し、文部科学省から本市に提供されている情報をもとに、全国及び神奈川県との関係から分析を行った。本日は、全国学力・学習状況調査の本市全体の結果がまとまったので、その結果の報告をする。

別紙資料「平成20年度全国学力・学習状況調査の結果について」の2頁の本市の調査結果概要をご覧ください。前回同様、本市全体の調査結果の中で、各教科の平均正答率は、全国及び神奈川県の結果を小中学校全ての教科において上回っている。今回の報告書では、2頁中段から4頁に、正答数の状況を示すグラフを掲載した。折れ線グラフが全国及び神奈川県、網掛け棒グラフが本市の結果となっている。5頁から7頁には、正答率及び無解答率の状況をまとめた。全国・神奈川県・本市ともに正答率の低い問題や無解答率の高い問題についての取組が、今後の指導方法の工夫改善にとっても必要な取組となるものと思われる。8頁には、本市の取組課題として、具体的な指導課題を11項目にまとめ、9、10頁には、質問紙調査の結果から、学習への関心・意欲・態度、学習時間、学習塾、自尊感情・規範意識等の項目について本市児童生徒の傾向をまとめた。11頁から22頁には、教科に関する調査結果を、課題、指導改善のポイントを中心にまとめ、そして、23頁には、今後に向けてを含めて今回のまとめを記載した。

今回の全国学力・学習状況調査への参加を意味あるものにするには、調査結果分析を今後の指導の改善にどのように結びつけるかにあるものと考えている。各校において実施されている分析結果と併せて、今後の取組を進めていきたいと考えている。

(5) 運動・スポーツ活動状況調査の実施について

スポーツ課長 本市では、スポーツの将来像及びスポーツ関連施策の基本的指針として、平成17年9月に鎌倉市スポーツ振興基本計画を策定し、その実現に取り組んでいるところである。この鎌倉市スポーツ振興基本計画では7つの施策を掲げているが、その一つとして「子どものスポーツ」を取り上げている。

このたび、本市の子どもの運動・スポーツの実施状況などその実態を把握するため、アンケート調査を実施するものである。アンケート調査の内容は、議案集7頁から13頁のとおりで、調査対象は、市立小・中学校の小学5年生と中学2年生、約1,000名とし、実施の時期は12月初旬を予定している。実施の方法は、学校の協力をいただき、12月初旬にスポーツ課から各学校に調査票を配布し、各学校で実施をいただき、その後スポーツ課が回収する予定である。なお、この調査は、本市スポーツ振興審議会会長でもある横浜国大の海老原修教授から「同教授が文部科学省の科学研究調査として実施する『スポーツ実態追跡調査』の対象としてはどうか」との意向打診があり、調査項目が本市が行いたい項目を含むものであり、対象とすることで他の団体との比較検討ができることや調査票の作成やデータの集計・分析作業を文部科学省の経費で行えることから、費用の軽減、集計・分析作業の低減を図れるため、この調査に協力・参加する方法で実施するものである。調査結果については、今後の鎌倉市スポーツ振興基本計画に基づく施策の推進のための基礎資料としていく。

ここまでの報告事項に対する質問・意見

(給食費の改定について)

仲村委員 給食費の未納の問題が新聞等にも出て、場合によっては法的な措置をとるという新聞の情報もあった。鎌倉市においては給食費の未納者というのはどのくらいいるのか。また、4,000円になるということで、こういう世の中だから更に未納者が増えるのではないかと予想されるが、現状はどうか教えてほしい。

学務課長 鎌倉市での給食費の未納については、私どもが把握しているのは平成19年度までの数字になる。平成19年度の小学校の給食費の未納率は収入予定額と未納額を対比すると約0.29%、金額にすると85万円ほどになる。児童数では47名という結果である。なお、中学校ではミルク給食をやっているが、平成19年度の未納は無い。

仲村委員 その未納者に対して、どういう対応をしているのか。

学務課長 学務課としても、学校を通じて児童生徒全員に対して給食費を納めてくださいという通知を出す。その中で未納者があった場合、いろいろなケースがあるため、催促するとか、お忘れではないですかということから始めている。やり方としては管理職が中心となって手紙や電話などで催促しているというのが現状である。以前はそれぞれ学校によって出す手紙の様式もばらばらだったが、平成19年頃から統一し、同じような文章で出している。今後、学校だけの対応では大変厳しいという話も聞いている。各市ではいろんなやり方をとっているというところもあるが、それぞれやはり個々の状況もいろいろあると思うので、その辺をもう少し詳しく調べてから、その後、学校と一緒にどういう対策がいいのだろうかということを検討していきたいと思っている。

仲村委員 個々の家庭によって状況が違うとは思いますが、本当にお金が無くて払えないという人もいると思うが、悪質というか、いくら働きかけても駄目という人はどのくらいいるのか。

学務課長 世帯数で言うと38世帯（兄弟を含めて47名）である。学校から聞いている理由の中には、やはり経済的な理由ということもあるのだが、いわゆる不注意というか、例えば鎌倉の学校にいて年度末に転出してしまい、口座も閉鎖していて、そのままそこに催促しても、既に遠くに行ってしまう、過去のもの回収ができない家庭も中にはある。また、規範意識と一言で言ってしまうとそういう表現になってしまうが、そういう家庭もある。ただ、学校から聞いている中では、一時期問題になった、いわゆる払わない、払いたくないという家庭というより、いろいろな事情があってということで、払えないとか払いきれてないという方が多いと聞いている。大体経済的な理由とその辺の規範意識と分けると大体半々ぐらいという状況にあると思う。

仲村委員 今後、法的な措置というのは考えているか。

学務課長 法的な措置、例えば裁判所への手続きなどについては、横浜市などは今後始めるということも聞いている。その辺のやり方についても勉強させていただきたいと思う。他にもいくつか法的なやり方があるように聞いている。あるいは、他市でやっているような誓約書的なものや保証人をとるとかをやっているところもあって、どういう方法がいいのかを総合的に考えてみて、場合によってはケースバイケースのやり方になってくるが、今後検討していきたいと思っている。

藤原委員長 先ほどのお話の中で、払いたくない家庭と払えない家庭と半々ということ聞いたが、確かか。

学務課長 学校から聞いているところによると、いわゆる経済的なことが理由で払えないと話したが、あといろいろな事情で、経済的事情というより家庭の事情とか、そういうことで払えない家庭と半々ぐらいと聞いている。

熊代教育長 今の話の中で、つまり悪質な未納者はいないということである。世間一般に言われている高級車を乗り回しているのに払わないとか、あるいは義務教育は無償であるとかを言って払わない人はいないということである。

宮崎委員 今のような経済状況だから、値上げをするのも止むを得ないのかなと思う。他市町村の値上げについての情報というのは、どのように把握しているのか。また、現状では月当たりいくら位を給食費としているのか。

学務課長 県内各市の状況として平成20年、今年度の4月から既に茅ヶ崎市と平塚市で値上げをしている。また、横浜市と伊勢原市では今年度中、伊勢原市では2学期から値上げをしていて横浜市では来年の1月から予定している。茅ヶ崎市ではやはり平成10年から、3,700円から3,900円に。平塚市では3,400円から3,700円に。横浜市では3,700円から4,000円に。伊勢原市では3,700円から3,950円ということである。また、近隣の藤沢市では値上げは決定しているが、時期と金額は未定ということである。また、他市町村においても、大体同じような状況で値上げを検討しているということである。いつからとか、いくらにということについては、明確にはなっていないと聞いている。

(小学校給食調理業務の民間委託について)

宮崎委員 他市町村の状況を把握しているのか。どの位の割合で調理委託はなされているか伺いたい。

学務課長 全体的な割合というのは無いが、相模原市、横浜市あるいは厚木市では民間委託

仲村委員 鎌倉市は県とか全国平均より上回っている。それだけ聞くと、めでたしめでたしなのだが、こういう場合は本当に全国平均、あるいは神奈川県 averages を上回っているかというのは、統計的な検定にかけて偶然の結果なのかどうかをかけるのが常識なのではないかと思う。何ポイント上がったから「良かった」ということではなくて、場合によっては偶然かもしれないということもあるので、是非これは統計的な処理をして、意味があつて上がっているのか、それとも偶然の範囲内なのか、統計の専門家にお問い合わせの方がいいと思う。

教育指導課長 今回の調査も前回もそうなのだが、あくまでもこれは学力の一部の調査であつて、その調査の結果によつて出た数値を元に全体を把握している。今回の資料の2頁から5頁のところは全国、県との比較がわかるようにグラフを掲載した。全ての小・中学校の教科において上回った平均正答率ということ。後は課題としては、報告書に記載したが、全体数値だけではなくて設問一つひとつに対してどうであつたかということ进行分析・検証していくことで実態把握を努めていくということになる。

仲村委員 私が言いたいのは、要するにこれは意味のある差なのかどうかということは、統計的に処理しないと学問的には言えない。もしかしたら偶然の差なのかもしれないということである。

教育総務部長 全国平均、県の平均、そして市の結果としての正答率がどのくらいなのか。例えば95パーセントの中で何パーセントの誤差を含んで、その誤差の範ちゅうにあるのか否かという話であろうかと思う。今回の分析調査の中で、平均正答率だけの比較ということで、有意差の決定というところまでは行っていない。その辺については今後検討を進めていきたいと思う。

仲村委員 私は検討しなければいけないと思う。1点、2点上がったからといって鎌倉は素晴らしいといえるかどうかは、きちんとしないと駄目だと思う。

宮崎委員 集計し統計を取るという、しかも報告書まで取りまとめるという一連の作業、大変ご苦労様でした。必要な分析がよくなされていると私は思う。要はこれからどう生かすかということで、それもここに非常に詳しくその基本的な考え方とあるいは方法まで書かれていると言つていいと思う。この統計・集計・分析作業を市独自でやらざるを得なかつたというが、県では検討委員会が今年設置されなかつたために、それを市教育委員会でやらざるを得なかつた。県でこれを設置しなかつたというのは、どういう理由からだったのか。

教育指導課長 これは昨年度、文部科学省が検証改善委員会を、各都道府県で設置するように予算を含めて出ていたが、今年度はその予算化はされていなかつたということが理由である。

宮崎委員 各市町村でこの作業をする。作業のための予算化というのは分権方式で予算が下りてきたということなのか。

教育指導課長 特にそのような措置はされていない。

宮崎委員 それはおかしいと思う。ご苦労さんでしたということだけでは済まされないし、文部科学省に文句を言えばいいと思う。最後の統計をとるまでがこの調査の全体のプロジェクトだと思うが、予算化されているのだから、その予算の一部は我が方によこしなさいというように各市町村から声が出てもおかしくないと感じる。検討していただくべきテーマだと思うが、いかがか。

教育指導課長 もう一つ理由を説明させていただく。県の予算が無かったというのも一つにはあるが、前回の報告の中で、県の方の判断として、前回の分析を元に全教職員向けのリーフレットとして、今後の指導等についての資料を作成し配布した。その中で、調査により得られる学力が単年度で大きく変更するということは考えられない。また、前回十分な分析を行ったものと考えているとの判断もあった。前回と同じような形での改善委員会等を設置しての分析等は行わなかったと聞いている。県としては結果全体の分析というのは、既に報道等あるいはホームページ等で公開している。県としての結果の分析は行ったということであるが、ただ検証改善委員会という大きな組織を持って細かくやることはしなかった。市としては、昨年度の分析は県の分析を踏まえて市の分析を行った。今回県の分析がなかったため、市独自で関係者の中で分析の機会を作り、今回のまとめをした。先ほどの私の答弁では予算だけが全面に出てしまったが、予算も合わせて県の考え方として前回の結果分析を十分出して、それが生かされる形で今年度も同様の傾向であろうという判断でいる。

宮崎委員 事情の説明、ありがとうございます。しかし、これからどのように継続していくかわからないが、今年のような最後の取りまとめの仕事を市町村に予算なしで命令してくるような事情というのは非常におかしい。恐らく延べ人数で相当数がこの作業をされたと思う。延べ100時間とか200時間位の作業時間が想像される。そういう事情に本当に同情したいし、同情を越えてこれは行政のやり方としておかしいと当事者として是非思っただけだとあえて申し上げたい。それからこの取りまとめというのは、例えば鎌倉市のホームページで全部公表されるのか。

教育指導課長 昨年度と同様、報告書として取りまとめた内容については、ホームページを通じて市民にも公表する予定である。

宮崎委員 全国各地、県市町村レベルで調査の詳細な結果を学校ごとなどで公表してほしいという情報公開請求が出ているが、当市ではそういった動きに関してはどのようになっているのか。

教育指導課長 本市においては、あくまでも実施要領に定められた内容での公表に心掛けています。個人情報との関係で開示請求という形では出ているので、それについては今後の対応をしていくことになる。現時点で我々委員会としては、学力の一部である数値を出すことによる弊害等を考えていく立場になければならない。そのようなことから、こちらの報告書にあるように市全体のものとして分析を公表する形で、当たらせていただいている。

官崎委員 公表の請求は出ているのか。

教育指導課長 実際には2件出ている。特定の学校を明らかにするような内容の情報の提供ということになっているが、本市としては学校ごとのものを明らかにするような公表は行わないというのが要領上にも設けられているので、それに従って公表している。

官崎委員 その請求に対しては、既に事務局レベルで答えを出しているということなのか。

教育指導課長 開示請求が出ているのは平成19年度実施分について請求が出ているので、今年度分ではない。今年度の分は、今回の我々が取りまとめた状況で報告している。一応担当部局の方で対応している。

官崎委員 平成19年度は2件出たとのことだが、それについては決着していることなのか。

教育指導課長 まだ答申は出ていない。

官崎委員 最後のこれからの対応策についても、よくまとまっていると思う。そのことに関してだが、個別のテーマについて黒い四角、白い四角。黒い四角については良くできなかったということで今後のテーマについて、非常にわかり易くとりまとめがされている。黒い四角については個別のテーマで、算数・数学・国語についてもそれぞれの問題については、ここが弱かったというように書いているわけである。このことは当然公表されるわけだから、学校の先生にも全く同じものを提示していただけるわけだが、教室で先生方が、この問題というのは、よほど力を入れていかなければならないというような認識を、常に各時間内で持って指導していただけるようなものを虎の巻風に作って、座右においていくということまで進めていけば、具体的な方法で、効果があるのではないかと思う。この報告書にあるように詳細な取りまとめになっているので、黒い四角について先生方が、その課題を取り上げる授業の際に、逐一意識を持って授業に当たられるかどうかということになる。そこは先生方の能力というか手腕になるが、極めてそれが過大な要求でもあるといえると思う。やはり現場の先生の優秀な方々は、このことをしっかり頭に入れて各テーマの授業に当たられると思うが、より効果を表すには、虎の巻風なものを先生方が作ってもいいのだろう。算数・数学であれば例えば20項目が弱いというテーマであれば、それを1枚紙にして座右においておく、国語についても同様に。それが20項目になるかもっと沢山になるかはわからないが、そういったことが考えられると私は思う。教育センター等では、こういう結果を受けてどのように対応をしていくのかについて、方法論的なもの

のも含めて、かなり組織的に研究していくテーマではないかと思う。この結果を受けてより効果的に現場で使っていただくために、何か手を打ったほうが良いという考えがあるか。もっと言えば、この結果をどのように現場の教師に生かしてほしいと考えているか。

教育センター所長 この学習状況調査の結果だけではなくて、平成23年度から学習指導要領が改訂になる。来年度から3年計画で、小・中学校の先生方が使える教師用の指導資料を作成したいと考えている。こういう形で指導していくというポイントを示したり、子どもたちにわかり易い色々な授業展開とか、ある程度役に立つものを先生方に示していこうと考えている。私どもとしては、教育委員会がすべて教材等も含めて用意して先生方に与えるということも一つの方法かもしれないが、あくまで全部のカバーはできないし、やはりプロとして教師が子どもたちの実態を踏まえて、どのように育てていきたいかという個々の実態もあり、それは教師の力量や腕に委ねたい。どういう資料が必要かということ現場の方から上げてもらい、その資料に適するものを用意したり、また現場との連携の中から資料を提供していきたいと考えている。すべて教育委員会でお膳立てをして、それを渡してこれをやってくださいというような形までは考えていない。今後とも現場とは相談していきたいと考えている。

宮崎委員 大変積極的な取組だと思う。より精細にその方法論的なもの、理論的な面、様々な方向から検討して、よりよい資料作りができるようお願いしておきたい。来年度から3年かけて研究する、つまり平成23年度にはその資料を作るということか。

教育センター所長 平成23年度までにということですが、実際に活動は既に始まっているのだが、23年度から変わるので、やりながら悩んでいるとか、新しい方向が盛り込まれてきた中で、先生方の戸惑いもあろうかと思っている。そういった実態の中でも提供できる体制、全てが平成23年から始まるので22年度までに用意するというのではなくて、多少重なるが実際の動きの中で改善の方向の手立てを示すという形を考えている。

林委員 今回の調査と前回の調査の違いがあれば教えていただきたい。

教育指導課長 出題の趣旨とか内容的なものについては、大きい違いはない。全国の傾向でも本市でも同じであるが、実際に全国の正答率等でみるとわかると思うが、やはり前回よりも多少低くなっている。簡単に言えば難しい問題の傾向があったように感じる。本市でもそのようにとらえている。

林委員 前回の調査を受けて改善・改革が行われていると思うが、ここの部分で表れているとか、こういう部分で取組の成果が表れているとか、そういうものは傾向として見られなかっただろうか。

教育指導課長 本市でもいろいろな角度から検討・分析をしている。調査そのものが昨年度と今年度の中身が違う、対象になっている児童ももちろん違う、そんな中で単純に数字で

の比較というのは難しいと思う。やはり今回の結果としては、いろいろな面での改善等前回よりも分野的に、例えばグラフ等の面積とかの部分で読み取りができてきている傾向であるとか、そのようなところは見る事が出来る。ただ報告書の中に単純な比較でどうかという意見もあり、今のご質問の中にあつた内容については触れていない。これについては各学校で、それぞれの調査結果を見ることの中で分析の出来る内容かと思う。

林委員 今のお話の中で、具体的にやり方を少し変えてみて成果も出ているという理解でよいか。

教育指導課長 はい。昨年度の結果の中で課題というものが示されている。ただ結果の報告ができたのは2月、国・県等の結果の取りまとめが遅れていた。そんな中で調査結果等を公表したということで、意識した取組等の課題も持っていたきたいということで、若干の改善された部分、前回と比較してみると、数字だけを見てみれば良かった領域等があつたと委員の中からも出てきた。

仲村委員 今、世の中ではこの学力調査についてのいろいろな議論が、マスコミ等を通じて報じられている。以前の教育委員会の会議で、学校ごとの報告には原則的にはしないということになつたと思う。情報公開条例と開示請求との関係というものはどうなっているのか。情報公開条例があつて開示請求が出た場合、どちらが優位になっているのか、請求が出たらみんな公開しなければならないということか。

教育総務部次長兼教育総務課長 先ほどの教育指導課長から説明のとおり、今2件の開示請求が出ている。これは平成19年度分ということであるが、その内容については、市の情報公開審査会というのがあり、開示請求についてどのように対応したらいいのかということ審査しているところである。まだその結論は出ていないが、結論が出たら、その対応を我々の方でしていくことになる。こういった内容で、昨年もそうであつたが、市としての報告書をまとめた。開示請求している方は、学校ごとに開示するべきだというようなことで意見が違ふ部分もあつて、その内容について今審査会が検討しているという段階である。

仲村委員 その条例を私は知らないのですが、開示請求してくれといった場合に、無条件で開示するという法律では無いわけか。

教育総務部次長兼教育総務課長 無条件ということではない。市の方では、開示というのはやはり個人情報も含めて、開示できないという考え方もあり、その部分と開示請求された方との意見の相違が出るので、その辺を審査会が審査をしてどこまでを開示すべきだと、あるいは開示しなくてもいい、全て開示すべきだというふうにいろいろな結論があると思うが現在審査中である。

仲村委員 ここでは学校ごとには開示しない公表しないということであるが、小学校16校

中学校9校、学校ごとに格差があるということは当然のことであって、この学校は算数はいいけれど、この学校は悪いというようなことで格差はある。それを一律に扱うことはできないのではないかと。どういうことかと言うと、私がお聞きしたいのは、各学校は自分の学校がどういう位置にあるのかということを知っているのか。公表はしないけれど各学校はそれを把握しているのか。

教育指導課長 各学校には、学校全体の状況結果ということで情報が行っている。

仲村委員 鎌倉市の参加した学校の中で、自分の学校は他の学校に比べて、算数はどうで国語はどうでということ把握しているということか。

教育指導課長 学校に行っている情報は、市全体と自校の分である。

仲村委員 市内の他校の分というのはどうなっているのか。

教育指導課長 他校の分は各学校ではわからない。

仲村委員 それは私はおかしいと思う。市全体の分析では国語がこういうところが足りない。それは市全体を言っているわけで、学校によって、国語がいいとか算数がいいとかいろいろあると思うので、他校との比較をすることによって、うちはここが劣っているのだから、ここを頑張ろうとか、うちはこれでいいからというのも困るのだが、少なくとも悪い面ばかりではなくて刺激を与える面もあると思う。今どちらかというとも何でも公表してしまえというような流れのような気がするが、もちろん個人名を出すのではなく、学校ごとに比較にはなるのだろうけれど、これはもう少し公表しないのがいいのかどうかも一度検討した方がいいと思う、悪い面ばかりではないと思うが、いかがだろうか。

教育指導課長 補足するが、各学校に行っているのは、国、県、市全体の状況、そして自分の学校の状況という情報が行っている。従って、各学校は自校の状況を市の状況の中で全国の中でどういう状況であるのか把握し検討・検証していくということで、日々の授業の中でそれを役立てている。これが一番大事な情報ではないかと思っている。他校の情報をそれぞれの学校で知るということは、そこには情報として入っていないが、市全体のものも含めて情報は入っているのだから、その中での各学校の結果の活かし方ということにもなると思う。

仲村委員 これは千何人かの平均で、こういうことがあるかどうかかわからないが、うんと高いところとうんと低いところの格差はすごいということだって理屈の上から考えられる。平均して押しなべて言うのでは問題であろうと思う。例えば、学校によっては離れ過ぎているということは実際あるのか。算数はこの学校は非常に良いが、ここはひどいということがあるのかどうか。

教育指導課長 教育委員会としては市全体の情報として届いているので、それぞれの学校ごとにつかんでいる。

藤原委員長 各学校の成績表というのは市が把握しているのか。

教育総務部長 市としては学校ごとの状況というのは持っている。また、学校においては、各学校と市全体の平均値を持っているということである。ただ、この学校ごとのデータを公表したほうがいいのかどうかの問題については、先般のこの委員会の中でも諮らせていただいた中で、文科省のこの調査を実施するに当たっての要領に従って行いたいということで、学校ごとの数値については公表しないということである。この辺の問題については、各学校間の競争や格差の問題があり、いろいろな問題になってくる。いたずらに過度の競争になることもあろうかと思う。先ほど委員の方からおっしゃられたメリット、それらを比較検討しながら教育委員会としての方針を決めていただいた。今、お話のとおり、平成19年度の2件を申し立てが出ている中で、近々情報公開の方の結論が出てくるので結論が出た中で改めて、どうあるべきか決めていただきたい。

仲村委員 公開するかしないかという問題は、教育委員会の問題では無くてそちらの仕事になるわけか。

教育総務部長 情報公開審査会は教育委員会から諮問をしているので、その答えが近々出てくるということである。諮問を教育委員会がしたということは、その意見を尊重しながら最終的に教育委員会としてどのようにするかということ、また改めて決めていかなければならないことだと考えている。

仲村委員 では、公表をする、しないはどこが決めるのか。

教育総務部長 それは、教育委員会である。開示請求が来た時点で、教育委員会での情報公開審査会に諮問をしているわけである。この問題について公開したほうが良いのか、それとも学校ごとまでは公開せず、市のレベルでも公開しないでいることがいいのかということで、前回のこの委員会の中では、市の具体的な数値をもって検討、比較をしないということで結論をいただいていた。ただ、そういった異議申し立てが出たので、この取扱いについて、今この情報公開に諮問をしているので、その結果が近々出てくる。その結論が出た後、改めてこの場で論議をしていただくことになる。最終的に決定するのは教育委員会である。

仲村委員 去年のものが、まだ終わっていないというのは、新しいテストの結果が出ているのにもかかわらず、少し遅いのではないか。

教育総務部次長兼教育総務課長 これについては、当初異議申し立てが出て、諮問という形で、担当部局の委員会の方に投げかけている。そちらの方の委員会で初めての事例という

こともあり、細かい審査をしているところだと思う。その審査がされ、答申という形になるが、時間がかかるということは原局の方でも言っていた。

仲村委員 そうすると全部公開せよという可能性も無いわけではないのか。

教育総務部次長兼教育総務課長 審査会の中でどういう意見、結論が出るかわからないが、全部公開という話もあるかもしれない。それについては、その答申を受けて、答申という形が今度教育委員会に戻ってくるので諮問した以上、答申いただいた内容について尊重しつつ、どこまで公開するかというところを、改めてこの教育委員会の場で示して、論議をいただいて、最終的にはこの会議で結論を出していただくということになる。

熊代教育長 結局、この全国学習状況調査を実施した結果こうなり、全国各地でいろいろな問題を提起している。実は私、前回やったときの最後の学習状況調査に立ち会っている。昭和36年に鎌倉市が国語に当たった。それ以来文部科学省は、当時は文部省だが、この調査を打ち切った。43年ぶりに復活させているが、やはり前回も大騒ぎになって、結局調査ができなくなってしまったという経緯がある。文科省としてもその二の舞にはなりたくない。そういう中で、やはり、是非全国調査を1回やらせてほしい、OECDの調査を見ても学力的に落ちているという状況の中、日本の教育水準はどうなっているのか、全国規模でこれを文科省が調査をしたいということで、始めたわけである。だから、比べてどうかということではなくて、文科省として学習指導要領を改訂するに当たって、中身をどのようにしたら良いのか、どこまで内容を高めたら良いのか、そのための調査であった。だから、第1回目で大まかな47都道府県の全国水準というのがある程度どこが低くてどこが高いというのは、つかめたはずである。従って、個人的には果たしてこの調査は毎年やる必要があるのか、あるいは5年に1回、10年に1回全国の学力を調べるために調査をした方がいいのか。結局毎年調査を実施するということになる、今のような開示請求が出てきたり、あるいは全部の学校を公表しろとか、あるいはするなとか。そういうハレーションをどんどん起こしてくる。文科省は、それを恐れているわけである。従って本来ならば、法律とかその他の規制でこれは公開しないでほしいと言いたいのであるが、後は市町村に任せると言っているのは、文科省には「こうしなさい」という命令権が無いため遠慮している。ただ今回は、あるところで公表したら、文科省は「それは好ましくない」とはっきり言ったわけである。しかし、「好ましくない」と言っているけれど、「公表してはならないよ」とは言えないわけである。このまま文科省がずっと続けて行きたいのであれば、はっきりとした規制なり、法律を作って、ここまではいいけれどもこれ以上はしてはいけないという一定の規制をしない限りは、今後ますます私は、これを続けていくと、今のような状況になると思う。逆に、今の全国の教育長会議の中でも出ている。次回は、うちの方でもどうしようか迷っているという地区が出てきている。そうなると文科省も折角はじめたこの調査が、また前回と同じような状況になってしまうということになる。今、鎌倉市もこれに参加したわけだが、これ以上いろいろな困った状況が出てくれば、やはりそれは抗議をせざるを得ないことになる。国が相当の費用と時間と労力を要しているわけである。鎌倉市の場合にも、教員が、学校が、あるいは教育委員会が相当な時間をかけて

労力を要してやっているわけである。それはやはり結果として、どのように子どもたちのこれからの学習に生かすか、そこだけを問題にしなければならないのであって、どこが高い低いという問題ではないと私は思っている。そういう意味で、やはり本当にこれを有意義なものにするためには、市町村ごとに自由にやるようにした方が、余程いいと思う。文科省の方が、規制を強めてこれ以上野放しにすることになれば、やはり私は5年や10年に1回で十分全国規模の学力というのがはかれると思う。毎年やる必要はないと思う。これは、大体どこの教育長の話聞いても結論はそこになってしまうわけである。できるだけ混乱の無いようにしたいと思う一心で各教育委員会も学校もやっているわけである。そういうところも勘案しながら、この調査に参加していかなければならないと思う。私はこのまま続けていけば、同じような犬山市があちこちに出てくると思う。そうならないようにするために、どうしたらよいかを、冷静にこれを考える必要があると思う。

藤原委員長 これから、最終的に情報公開審査会の答申を待って、私どもの結論を出すということと、来年度また受けるかどうかということについて、議論をこれからすることになるので、議論を深めるということはとても有意義だと思う。大いに皆さんで議論をしていただきたいと思う。

私の方から、先ほどの教育長の話の続きになるが、教育委員も各学校の成績は知る必要があると思う。私どもはいろんな所に研究発表、特色ある授業作りを見て回っている。例えば、キラッと光る授業が展開されているとか、そういうことも感じる。そういう学校が、試験をやってみて、どういう結果が現れているのかということを私どもは知る必要があるのではないと思う。情報開示は別としても、教育委員として、それは知っておかないと後々の教育問題の議論ができないと思うので、その辺はお願いしておきたい。もう一つは、各学校に戻った成績を保護者の方にどう説明をしていくのかということである。学校側は、各学校でやるのかどうかを、確認したい。

教育指導課長 学校ごとにそれぞれ自校の状況を把握すると共に、今後の授業の改善に役立てるということが一番近いところで行われることだと思う。従って各学校においては、こちらの方から合わせて公表を返されるときに、既に返されているのだが、その通知の見方とか趣旨については保護者にお知らせを、市統一のものでまず一緒にお知らせしている。合わせて各学校では、返却時に子どもたちに課題を明らかにする指導、また懇談会や、中にはお便り等を使って課題についての説明をすることになる。各学校でいろいろな機会をとらえて開始していくようお願いしているところである。

藤原委員長 学習状況調査の結果を拝見するとやはり自尊意識が他市や国に比べて低いという結果が出ている。それから少し驚いたのは、学校の決まり、友達との約束を守っているかという問いに、守っていないという低い結果になっている。いじめはいけないと思うかというところも、やはり低い結果が出ている。これらの自尊意識、心のケアというものについて、これについて今後どのように対応していくのかということ伺いたい。先日、研究発表4校を拝見した。どの学校もコミュニケーション能力を高めて自分の気持ちを相手に伝えることによって、相手の気持ちを推し量るというような素晴らしい取組を拝見した。

例えば中学校では、学習意欲の向上と表現能力というところで、やはりコミュニケーション能力を高める。それから、互いの気持を受け取りのできる授業の育成というところでも、コミュニケーション能力を高めた授業を見てきた。わかる授業を目指して発言・発表をするのも、やはり授業の中で子どもたちが、自分の思いを科目ごとに発表しているということである。私は子どもたちが以前に比べて伸び伸びと自由に自分の気持を発表していているということを実感した。やはりこの自尊意識というのが一番、これから生きていくうえで大事ではないかと思っている。そしてコミュニケーション能力は高まっているので、その4校の他の学校でもやっていると思うが、そのデータを全校に情報を共有するという意味で知らせていくということも1つの方法ではないかと思う。この件に関しては、事務局ではどのようにしていきたいと考えているか。

教育指導課長 質問の内容が質問紙というところから結果の報告の中でいただいた。今回の結果の特徴的なところ、前回との比較の中での課題ということで、あえて聞いたところ質問紙にはかなりの項目がある。その中の部分で私たちが知った上で子どもたちに対応しなければいけない点かと思い、分析などを報告の中に入れた。委員のご心配のように自尊意識とか決まりとか、心の方に関して見ていく必要があると思っている。これについては、まず、市全体の傾向として各学校に知らせると共に各学校では、更に自分の学校についての子どもの実態を見て、確かに学校によっては、先ほど仲村委員からあったように各学校の傾向もそれぞれ違うだろうし、市全体として課題があるということで、今後まず1つは教科指導の中でもやはり子どもたちの心を育てるような教科指導ということで、参加いただいたようなコミュニケーションをはじめとして、一人ひとりを大切にするという教師の指導、あるいは子ども同士の意識、そのものを意識した授業の展開、それが今回の研究発表等でされることによって、他の学校にも内容が知らされているということであるので、それに出していただくとか、また委員会としても課題として取り上げる中で、取組の方法を示していくという形で、これについては気になる結果かなととらえている。課題として学校と一緒に取り組んでいくと考えている。

藤原委員長 よろしく願います。研究発表でも他校の先生方が随分と参加されているので、是非各学校に帰ってその良いところをとっていただきたいと思いますと思う。

(運動・スポーツ活動状況調査の実施について)

宮崎委員 文科省の委託調査と連携してやるというご説明があった。すなわち、ここの質問事項は全部それと一緒にということなのか、それとも、そうであるが一部変化をつけたということなのか。

スポーツ課長 先ほど私は文科省の調査と説明した。この調査そのものについては、横浜国大の海老原先生が文科省から研究調査費をとった中で全国を対象にして実施をする調査の中に載せていただくということで考えている。設問項目については、私どもの設問項目は

そこに示したとおりの内容になる。全ての項目がこれに合致するものではない。鎌倉市以外にこの調査に参加するのは、山形県の鶴岡市、団体として神奈川県内の体育センターが所管する地域のスポーツクラブの児童、またその保護者を対象とする。それから、笹川スポーツ財団という団体があるが、そちらが全国のクラブへの助成等を行ってスポーツクラブ等を育成している。そのクラブの児童生徒とその保護者の方に対しての調査をする。その対象に絡む内容の調査項目になっているので、全てが統一された内容ではない。

宮崎委員 スポーツをやる目的というのが11頁に、設問が19項目に記載されている。私はこの中でいくつか落ちこぼれていることがあるように直感する。スポーツは好きだからとか楽しいからということから始まって、最後にその他ということがあるので、その他の当たりを書いていただければよいのかもしれないが、「丈夫な体を作る」あるいは「頑健な体を作る」という項目が入っていない。これは実にスポーツについての受け止め方のようなアンケートを実施するに当たって一番大事なことを私は見落としているのではないかと思うと感ずるが、いかがだろうか。

スポーツ課長 スポーツを実施する目的、または広めていく目的の中に確かに健康な体、その取組によって、スポーツ等を通じて教育や個人との係わり合いを醸成していくということもあろうかと思っている。確かにおっしゃられるとおり、ここの設問の中には丈夫にしていくというような項目が入っていない。この項目については、先ほど他の団体との共通する項目の部分になって、若干手を加えていきたいというところもあったが、この設問については他の団体と統一させていただいたということで調整をした。そういう設問が入っていないし、答えが入っていないということになっている。

宮崎委員 私たちが小・中学校の頃、あるいはもう少し小さい頃であるが、何で遊びをするのか体を動かすのか、学校に行って学校の体育をやるのか。あるいは地域に帰ってスポーツをするのか、それらは生涯にわたって健康な体を作っていい人生を送るための基礎にする、これは本当に丈夫な体を作ることにあるということ、ここまでのいろいろなところで自然な形で叩き込まれてきたように記憶する。それが最近、こういう設問を見ると、だいぶ学校スポーツあるいは地域でのスポーツに対する考え方が違ってきて感じて仕方ない。それは子どもたちの関心事というのは、一つはゲームがあるし、それから、勉強という点では塾はあるし、随分我々の小さい頃とは学習環境が違ってきて、私は誠に寂しいし、かわいそうだなと思う。そういう中で、スポーツは何でやるのかということは、昔が全ていいとは言わないが、スポーツの原点ということ意識させるという意味で、こういうアンケートの調査の機会というものを大切にすべきだと思う。是非、今からでも手直しのできるのであれば、鎌倉市独自の項目を付け加えることを私は望みたい。子細に検討すると、実は原点みたいなことで、丈夫な体を作るというようなことが一つあるし、それからもつとえば、昨今の子供たちはやはり色々なスポーツに関心があって、プロスポーツ選手を目指すという子供たちが、小・中学校の卒業式で一言スピーチをさせられると、そういうところで明確な希望を述べる子供たちが結構目につく。そういう意味では、設問の中に、プロスポーツというように限定してもいいかもしれないけれど、もう少し広い意味

で言えば、本格スポーツを目指したいとかそういう意識というのは、やはりアンケートをして汲み上げるべき要素ではないのかなという気がする。可能であれば、そういうことも付け加えてほしい。もう一点、スポーツの施設がどうかという点も、やはりこれは古くからずっと日本の場合には学校教育を中心として、あるいは社会教育をも含めて課題になってきていることだと思う。ですから、そのことも校内の体育施設について十分であるかどうか、学校以外でもスポーツをやりたいというニーズがあるはずで、社会的なスポーツ施設が十分あるかどうかというような質問項目も加えてよかろうと思う。そうすると子どもの意志だけではなくて、スポーツをどのように振興していくかということの施設作りという点で、意識調査の参考になるのではないかと、そんなような気がしてならない。何かあればご意見をお聞かせいただきたい。

スポーツ課長 今、宮崎委員の方からいただいたご意見、確かに私どもがこの設問を作るのに当たって、実はこの調査の基になる調査というの、やはりこの横浜国大の先生が中心となって行われた調査が、2005年に行われている。その前の調査が2001年に行われている。その設問の数からすると、今回かなりの数を減らしている。その中には、プロスポーツというような設問もあったのかなと思っている。今回これをこの数に減らした考え方としては、今回この調査をするに当たって何をまず目的として求めたいかという、私が最初に申した基本計画を作るときにアンケート調査、意識調査というのを平成16年11月に実施しているが、その対象が18歳以上の成人の方にしかとっていなかった。子どものスポーツ実施率というのがどの程度なのか、つかめていないので、まず、スポーツ実施率をつかみたい。また、実際どういうことをやっているのか、種目又はどういうものなのか、今後やりたいものはどうなのか、それとそれの取組のきっかけとしての理由はなんなのかということをやりたいということで、かなり絞らせていただいた設問になっている。それを他の団体とほぼ同等、または私どもには無い設問をしているところもあるが、私どもが求めているものは落としているところもある。この4団体の中で調整をした設問ということで、多少委員の言われるような意味で欠落するところもあるが、この形でやらせていただければと思っている。

それから、施設の関係の話があった。確かに学校のスポーツ施設、社会的な施設についても、私どもとしての心配というところもある。今回、子どもの運動スポーツの実施状況の調査ということで限定させていただいた。スポーツの施設については先ほど申したが、基本計画を作るとき調査の中では設問を設けて調査をして、簡単にいうと、もっと作ってほしいというような答えが出ているが、そのようなものをもって今のところ実施をした経過もあり、今回の子どもの対象にはこの設問は出していないことになった。

宮崎委員 これで行うということなのでアンケート調査が一つ行政の全てではないので、それはそれで全く構わないというより仕方が無いと思う。施設についても聞くか聞かないか、これは別の機会があるのでそういうのも構わない。プロスポーツ選手を目指したいというのも、どの程度意識を持っているのかということも調査の方からはずそうというのもそれはそれで仕方の無いことだと思う。ただ、健康づくりのベースになるという意識だけは、しっかりと植えつけていきたい。こういう生活環境、学習環境にあるからこそ、こういう

アンケートの中ではそれは大事な項目だと思う。そのことを繰り返し指摘させていただきたいと思う。もう一つ言いたいのは、今のご説明で私は腑に落ちただけけれど、この状況調査の趣旨が7頁に書いてある。この趣旨を読むと、オリンピックが書いてあったり、プロスポーツ云々ということが真っ先に書いてあって、そのことを調査の眼目をしているという、あるいはそういう視点を持ってあなたも答えてくださいということと呼びかけている趣旨の文になっている。従って2001年、2005年の設定があったが、そのときはプロスポーツという設問も入っていたという説明があった。この趣旨文と設問がそういう意味では一致している。しかし、質問項目を絞り込むという今回の作業があった中で、項目の絞り込みだけやったものだから、この趣旨文がそのままになっているのではないかというような、これは推測であるが、私はそういう気がする。そうすると、この趣旨文は今回予定している設問の項目とややずれがある趣旨の説明文になっているという気がしてならない。非常に細かいところであるが、私には今のご説明からそんなことを考えた。

熊代教育長 参考まで言うと丈夫な体にしたいというのは、議案集の11頁の問7の6番の「からだを動かしたいから」の後ろに括弧して「丈夫なからだにしたい」とか、「健康なからだを作りたい」というように入れても構わないわけだと思う。また、施設の面では問8の6番に「するところがないから」と書いてある。広場とか体育館が無いからと、そういうふうに入れても、つながるのではないかと思う。

生涯学習部長 いろいろなご意見を伺っておりまして、学校施設の整備状況や鎌倉市という地域における体育施設の整備状況についての設問というのは、こういう機会をとらえてやってみたいところである。今回はこの趣旨は状況だけに一つにとにかく絞ってやっていきたいと思っている。それは別の時点で、これから鎌倉市が取り組んでいく体育施設の整備が大きな課題なので、その中でいろいろとアンケート等を通してやっていきたいと思っている。それはご了解いただきたいと思っている。また問7について、健康づくり体力づくりの動機づけを選択肢の中に必要ではないかというのは、もっともなことである。そうは言ってもこれは共通調査にしているので、同じ設問を選択肢にしておかなければならないということもある。もし、今後スポーツ課で検討するが、19のその他で拾えるということであるので、鎌倉市が実施するときの選択肢として体力づくり、健康づくり。あるいは本格的な教育スポーツを目指して、そういったような選択肢を載せておいて、アンケートとして鎌倉市の状況はそれだからいい。他の調査と共通した時には、その選択肢番号をその他番号に振り替えて、データを整理することができるかを検討して、それができるといふことであれば、今ご指摘のような選択肢を添えていきたいと思っている。

藤原委員長 今回のアンケート調査の場合は、他の調査との比較ということで、それはそれなりに意味のあることだと思う。10頁の表を見ると、これがもし子どもたちに対するスポーツ振興の意味合いならば、むしろきっかけは何かという問7で「なぜか」という理由があるが、「上位3つを上げてください。」とあるが、その項目に「そのきっかけは何か」ということを1つ入れたらどうかと思った。きっかけが何かということがわかってくれば、こちらの方策というのもむしろ作りやすくなる。また子どもたちのスポーツを選ぶところ

で「何をやっているか」との項目を見るとスキーや山登りなどがあるが、こういうものは親がきっかけを作って、親がするから自分もしてみると楽しかったという子どもが多いのではないかと思う。そういう意味であるならば、親に働きかければ、まさしくスポーツ振興が成り立っていくという考え方もあると思う。まず私は上位3位のきっかけを知りたいと思ったのと、もう一つは1年間の調査であるが、それはそれでいいのだけれど、ではあなたは上位3つを何年続けているのかということも是非聞いてみたい質問であると表を見て感じた。またいつかこういう機会があったら、そういう形で聞いていただきたい。

(6) 行事予定（平成20年11月10日～12月9日）

行事予定報告に対する質問・意見 な し

<日程第2 議案第22号>

教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

藤原委員長 日程第2 議案第22号「教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長 平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、第27条に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と新たに規定されたことに伴い、平成20年7月23日開催の教育委員会7月定例会において、その実施方針を定めるところである。実施方針に基づき、点検及び評価を実施し、このたび「平成20年度教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」として、まとまったことから、その内容を説明するものである。

実施方針の内容は、資料の2頁から3頁に記載のとおり、点検及び評価の対象とするものは、鎌倉市において毎年度実施している「事務・事業評価」を対象とする。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条第2項の「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」という規定にもとづき、外部委員を3名置き、意見を聴取するというものです。具体的には、教育委員会における事務事業は、教育総務部と生涯学習部あわせて52事業あることから、それらをもとに、教育委員会として、平成19年度の主要な事業及び重点的に取り組んだ事業を13事業、15項目を抽出し、更に外部委員から意見のあった1事業、1項目を加え、計14事業、16項目について、教育的視点を取り入れた点検・評価を実施することとした。また、外部委員は、資料の3頁に記載のとおり、教育分野を専門とする大学教授、元教育委員及び保護者の立場からPTA関係者の3名をお願いをし、意

見をお聴きすることとした。外部委員による点検評価会議は、8月18日、9月10日、10月20日の3回実施し、意見をいただいていたところである。

配布した資料についてご説明する。1頁「はじめに」は、今、説明した経過や考え方を記載している。2頁から3頁は、「実施方針」及び「事務の流れ」である。4頁から5頁は、教育委員会事務事業52事業の一覧である。6頁は、教育委員会の平成19年度の主要な事業及び重点的に取り組んだ事業として点検・評価の対象とした14事業、16項目である。7頁以降については、16項目の項目ごとに、現状、平成19年度に行った事業の概要、事業の成果を記載し、今後の課題として教育委員会の内部評価を記載した。そして、それらに対して委員からいただいた意見及びそれら意見に対する市の考え方・今後の対応策を最後に記載した。委員からの意見に対する市の考え方・対応策は、委員からの意見の後に矢印にて記載している。

当委員会で承認をいただいた後、議会へこの報告書を提出し、その後、速やかにホームページへの掲載や市の施設に置くなどして、市民へ公表していくとともに市議会12月定例会の文教常任委員会において報告していきたいと考えている。

質問・意見

林委員 これは意見だが、報告書の中に主観的な部分が多く含まれているので、今後の課題にしていただきたい。例えば7頁、「教育現場の意見を聞く機会が少なかったようである」とあるが、この「少なかったようである」というのは、各個人によって多分「少ない」という数字の率が変わると思う。何日だったから少ないのか、多いのかわからない。また、10頁、「警備員も人の把握についてはかなり向上している」とあるが「かなり向上しているというの」は誰が決めるのかわからないので、例えば何パーセントなのかわからないが、誰だかわからなくて困っていたことがあるのか、そういうものを率も含めて客観的な数字でわかるのであればその方が良いのではないかと思った。結構そういう記載が、中に見られるので、この辺の主観的客観的部分も含めて今後の課題としていただきたい。

藤原委員 膨大な量のこの点検・評価を、短期間に実を的を得て鋭い意見をいただけたことを、厚くお礼を申し上げたいと思う。私たちの教育委員の報告もある。そして、今言葉があいまいというご意見があったので、私が一年を振り返って、教育委員としての活動を少し申し上げてみたいと思う。そのご指摘をいただいたのは誠にもつともで、私共も、現場の先生方や保護者のご意見を是非聞きたいと思っていたのは、課題の1つだった。それで私たちは各研究会だとか、それから運動会とかあちこちに行ったが、比較的校長先生とはお話ができる。それから、授業参観のときは各教室の授業を拝見することができるが、しかし、このできない部分というのは先生方と膝を交えてのお互い忌たなく話し合うということであり、今までの私たちの課題であった。だから、これから時間と機会を考えながらやっていきたいというのは、やはり教育長は別であるが、私たちは非常勤という立場であって、他に本業をもってこの仕事に当たっているため、時間を調整していくというのがこの教育委員の中で大変な作業である。小・中学校は土曜・日曜は休みなもので、結局ウィ

ークデイの5日間に、しかも日中に私たちは動かなくてはいけないということで、かなりの制約を受けるという現実がある。これから是非やりたいということは私たちが話していた。私も平成19年度に学校に通うなど教育委員としての活動をざっと数えてみたら、年間60回ぐらいだった。他の委員の皆さんは、ご専門で不登校の相談にのったり、私よりも学校現場に行かないときにも他の場でもっと活躍されておられると思う。これから、こういう評価をいただいたので、私共も教育委員会の皆様方、それから先生方と一体となってこれからも頑張っていくつもりであるので、改めてよろしくお願ひしたいと思う。

教育長 教育委員を評価するとは間違っている。

(議案第22号は原案のとおり可決された)

<日程第3 議案第23号>

教育財産の土地交換の申し出について

藤原委員長 日程第3 議案第23号「教育財産の土地交換の申し出について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

学校施設課長 鎌倉市立玉縄中学校第二グラウンド用地については、個人の方から一部借地をして使用している。今般、当該土地所有者から、今後の相続対策として、土地の返還及び交換願書(等積・整形地)が提出された。これを受けて、今回土地の等積交換を行おうとするものである。

本件は、玉縄中学校第二グラウンド用地の一部を、教育財産土地の取得及び処分について、土地交換により実施しようとするものである。玉縄中学校については、第一グラウンド(案内図の校舎北側)だけでも10,621㎡あり、学校設置基準である6,250㎡を十分確保できているとともに、土地交換後の本市土地所有面積も減ることなく、整形地にもなるため、グラウンドとしての機能を損なうことは少なく、現在の利用状況に大きな影響は無いと考えられる。土地交換により取得を予定している部分は、資料3頁、公図の青の囲い部分、鎌倉市岡本字耕地1137番2の一部で面積は、1,257.49㎡である。土地交換により処分を予定している部分は、資料3頁、公図の赤の囲い部分、鎌倉市岡本字耕地1146番1の一部と1147番2で、面積は、1,257.44㎡である。なお、交換に伴う土地の価格については、平成20年11月4日開催の市有財産評価審査会の答申を得ている。また、交換後の学校用地の面積は、実測で4,537.74㎡となる。なお、本件交換手続きに伴い、処分地について、教育財産から普通財産への引継ぎを行う。

質問・意見

仲村委員 等価交換になるか。

学校施設課長 等積交換であり、等価交換ではない。交換をした場合には、受け地と渡し地とっているが、土地の価格に違いが生じてくる。土地の価値が違ってくるので、私有財産評価審査会でその価格を審査するわけであるが、その価格が出てきたら、差額は高い方から低い方へ補填しなさいという条例があるため、私有財産で答申を得たところである。
林委員 引き続きグラウンドとして使われるということか。

学校施設課長 今借地として使われている部分は、所有者の意向で20年ぐらい前から交換を希望していたが、最近になって所有者自身の体調が思わしくなく、元気なうちに返してほしいということで、交換後は返還し、その後借りる予定は今のところは無い。

林委員 この場所には、テニスコートがあったと思うが、テニスコートの使用状況的に問題はないと理解してよいか。

学校施設課長 おっしゃるとおり、テニスコートとして使っている。また一部にはバスケットのリングもあるが、バスケットの部分についてはバスケットクラブが体育館の屋内で行うので問題はない。テニスコートの部分については、交換後は市で整備をして、現在空いているところもあるのでそこへ移す。学校側と調整をした結果、問題はないという答えをいただいている。

宮崎委員 2と3の地図を見ただけでは、どこをどのようにやったり取ったりするのかということがよくわからないが、どのようになるのか。

学校施設課長 まず案内図を見ていただきたい。見取り図、赤の部分が今現在の市の所有分で青の部分が今借りている個人の所有分である。次に公図を見ていただきたい。公図の赤い部分と青い部分を交換することになる。そうすると、案内図の黄緑で引いている線で等積の交換ということになる。案内図の中にある黄緑の線の上半分が交換後は市の土地となつて、下半分が今の所有者の土地となる。

林委員 交換後の使用については、例えば高い建物が建ってしまうとか、グラウンド部分の使用法というのが変わってしまうということはあるのか。

学校施設課長 現時点では、土地利用について所有者からは聞いていない。あくまでも所有者本人の体調が思わしくないということと元気なうちに土地の処遇を決定しておきたという申し出があったということである。そういった土地利用についての所有者の考えがあるのかもしれないが、所有者と会った中では具体的には聞いていない。今後のグラウンドの使用について影響は無いと思う。

宮崎委員 このグラウンドは、玉縄中学校の新しく、矩形になるようだが、利用価値があるとイメージできる。そこは同じようにグラウンドとして使用する。そうすると整備については全く現状も借り受けてグラウンドにしているのだから、新たに整備するという必要もないわけか。

学校施設課長 若干、フェンスの位置を変えたり、今あるテニスコートを移したりすることの整備が必要になると思う。

(議案第23号は原案のとおり可決された)

<日程第4 議案第24号>

鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

藤原委員長 日程第4 議案第24号「鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

学務課課長代理 本件は、県費負担教職員の人事異動に係り神奈川県教育委員会から示された『神奈川県公立学校教職員人事異動方針』を受けて、平成21年度の教職員人事事務が円滑に行われるよう、基本方針を策定しようとするものである。

基本方針は、第一として、「適材を適所に配置すること」、第二として、「教職員の編成を刷新強化すること」、第三として、「全市的・全県の視野に立って、広く人事交流を行うこと」の3点である。

これらについての重点をご説明する。まず、「特色ある学校づくりを目指した適材・適所の配置」についてであるが、各学校が目指す「創意工夫を生かした特色ある学校づくり」に係り、学校長は、自らの経営方針を達成するため、人材の確保を求めるところであるが、教育委員会としては、各学校長の要望をかなえるような教職員の異動について極力配慮してまいりたいと考えている。次に、「若手教員導入による編成の刷新」についてであるが、新規採用及び他市町からの転任採用を考えている。新規採用については、平成20年度は、小・中学校あわせて27人を配置することができた。来年度も、(現在の定数上の欠員数などをもとに算定し、)今年度以上の採用を県教委に要望していく。また、他市町からの転任採用によって、中間年齢層の教員の確保にも努めていきたいと考えている。最後に、「他市町村及び行政機関との人事交流」についてだが、先ほどの編成の刷新とも関連するが、他市町や行政機関での経験を生かして、鎌倉の教育を担える人材を確保するために、各関係機関に積極的に働きかけて人事交流を行いたいと考えている。これらの重点をもとに、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めていきます。

質問・意見

仲村委員 「特色ある学校づくり」、市内の小・中学校で現在それぞれの学校は、どういう特色ある学校づくりを目指しているかという一覧表というものがあつたら把握しておきたいのでいただきたい。

教育指導課長 「特色ある学校づくり」については資料としてできているので、後ほど提供する。

仲村委員 学校間格差、格差とっていいものかどうかわからないが、いわゆる平均的、平等、そういうものの場合によってはどんどん離れていくという可能性も秘めているという問題があるという気がする。

林委員 同じく人事異動の重点項目の2番目に、若手教員導入による編成の刷新とある。具体的には、増員の計画、多分予算について人件費は決められていると思うので、増員についても多分限度があると思うのだが、その計画で大体何名ぐらいを目標にしているか、具体的な数字を教えてください。

学務課課長代理 先ほどお話したのは、少しでも若手の教員を増やしたいということで、一つは新規採用の教員を確保するということ、他市町から中間的な鎌倉市で人数が少ない年齢層の教員をなるべく積極的に採りたいと考えている。具体的な人数については、これから受け入れ対象者はわかっているが、勸奨対象者や逆に鎌倉市から他市町に出たいというものもいるので、そういう人数をも含めて具体的には何人採るとするのは、正確な数は今後になる。なるべく若くて鎌倉の教育を担えるような人材を積極的に確保していきたいという状況である。

林委員 目的を明確にしてくださいということも一つであるが、結果こうなっちゃいましたというのではなくて、具体的な目標を持って、それに対してどう動いたのかということも含めて、評価していかなくてはならない。多分、どんな動きをしたかということまでの評価はできないと思っている。目標数字としてここで表示するのは別として具体的な数字というのを持って活動していただきたい。これは意見である。

仲村委員 教員の退職率というのが非常に高くなっているということだが、鎌倉市の場合に中途退職というか、就職して1、2年で辞めてしまうとか、そういうのはどうなっているのか。

学務課課長代理 具体的な資料は手元に無いため、はっきりとは申し上げられないが、定年退職前に勸奨退職として辞める教員については、数年前と比べると当市については、かなり人数は減ってきているのかなという状況である。ただ、今勸奨退職についても12月一杯で希望するものは申し出てもらうようにしている。

仲村委員 採用して1年や3年で辞めてしまるとかそういうのが社会的に結構問題になっているが。

学務課課長代理 鎌倉市については0ということではないが、やはり採用して3年前後ぐらいで辞めるというのが、過去にあった。毎年複数の人数が辞めてしまうという状況ではない。

仲村委員 長期休職者というのは何名ぐらいいるのか。

学務課課長代理 今年度現時点では、3人いる。

仲村委員 理由は何か。

学務課課長代理 病気の者、中には精神的な部分でストレスを抱えて休職しているというものもある。

(議案第24号は原案のとおり可決された)

<日程第5 議案第25号>

指定管理者の指定について

藤原委員長 日程第5 議案第25号「指定管理者の指定について」を上程する。
議案の説明をお願いします。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 鏑木清方記念美術館の指定管理者の選定については、著作権者(寄贈された遺族)の強い意向を考慮し、公募を行わず、指名により財団法人鎌倉市芸術文化振興財団を指定管理者の候補者として選定することとした。指名による選定方法としては、財団法人鎌倉市芸術文化振興財団から平成21年度から平成25年度分に係る提案書の提出を求めた。

提出された提案書に対しては、各専門分野からの多角的、客観的な評価をしていただくという観点から、鎌倉市生涯学習施設指定管理者選定委員会において、提案内容の評価について、審議を行うこととした。平成20年11月2日開催の選定委員会において審議した結果、各委員から出された意見を、より良い館の運営を目指す上での助言とする中で、財団が指定管理者として適当であるとの結論となった。このことにより、教育委員会では、選定委員会からの報告を踏まえ、協議・検討した結果、選定委員会での審議結果を尊重し、鎌倉市鏑木清方記念美術館の指定管理者を財団法人鎌倉市芸術文化振興財団に指定しようとするため、市長に申し出ようとするものである。本議案については、教育委員会での議決後、市議会12月定例会に上程し、本会議議決後は、財団に対

し指定した旨の通知を行うと同時に、当該指定管理者の名称、所在地及び指定の期間を告示することとする。告示後は、指定管理者との協議を行い、指定期間5年間分の基本協定を締結することとなる。なお、選定委員会での助言内容については、指定管理者と締結する基本協定書の中に、できる限り反映していきたいと考えている。

質問・意見

宮崎委員 提案書を資料としていただきたいが、可能か。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 はい、後ほどコピーして提出する。

(議案第25号は原案のとおり可決された)

<日程第6 議案第26号>

鎌倉市図書館協議会委員の任命について

藤原委員長 日程第6 議案第26号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

中央図書館長 鎌倉市図書館協議会は、図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は5名、任期は2年となっている。現委員の任期が平成20年12月14日をもって任期満了となるので、新たに5名の方々を委員に任命しようとするものである。委員は、学校教育関係者及び社会教育関係者並びに学識経験者については、関係団体・組織からの推薦により4名を選出し、他の1名については市民公募により選出した。市民公募委員は、今回始めて任命するもので、平成20年3月の鎌倉市図書館協議会の答申を得て、9月に公募を行い審査を経て決定した。今回の委員の任期は、平成20年12月15日から平成22年12月14日までの2年間となる。

質問・意見 なし

(議案第26号は原案のとおり可決された)

<日程第7 議案第27号>

鎌倉市指定有形文化財の指定について

藤原委員長 日程第7 議案第27号「鎌倉市指定有形文化財の指定について」を上程する。

議案の説明をお願いする。

文化財課長 本市にある文化財のうち、歴史的、芸術的に価値の高いものについて指定を行っているが、このほど有形文化財のうち、

- ・建造物 木造 壽福寺仏殿 一棟
- ・絵画 絹本著色 釈迦如来図 一幅
- ・彫刻 木造 聖徳太子立像 一軀
- ・工芸 金銅四天王五鈷鈴 一口

の4件について指定しようとするものである。なお今回の指定予定物件については、8月12日に鎌倉市文化財専門委員会に諮問し、添付資料のとおり10月16日に市指定有形文化財として適当であるとの答申を得ており、また、各文化財所有者の同意は既に得ている。それでは、各物件の概要を説明する。

【建造物 木造 壽福寺仏殿 一棟】

所有者は壽福寺で、建設年代は正徳4年（1714）頃である。寸法は桁行・梁行共11.22mで、寄棟造り棧瓦葺の禅宗様建築で、丸柱の一部や石製礎盤に古材を転用したと考えられる材が残る。中世禅宗様の仏殿を簡略化した形式で、鎌倉地方の近世建築の特徴となっている。当仏殿は鎌倉五山に残る鎌倉で造られた近世仏殿の唯一の遺構で、室町時代の仏殿との関係が窺える上でも貴重である。

【絵画 絹本著色 釈迦如来図 一幅】

所有者は鎌倉市で、制作年代は中国・明時代（15世紀）である。寸法は縦119.9cm、横61.0cmで、松の下で草を敷いた岩上に朱衣をまとって坐る釈迦如来図である。こうした像容を、釈迦の山中修行の姿とする考えがある。筆づかひの細かさや、図中にある種の動きをもたせる等明時代の画家の作品に多く見られる特徴をもち、中世における我が国の中国絵画受け入れのさまや、釈迦に対する信仰の歴史等を知るうえで貴重である。

【彫刻 木造 聖徳太子立像 一軀】

所有者は英勝寺で、制作年代は鎌倉時代から南北朝時代である。寸法は像高68.5cmで、数えて2歳のとき、夜明けに東方を向き、南無仏と称えて礼拝したさまをあらわしたいわゆる南無仏太子像である。全体に整った作風だが、表現にやや抑揚を欠くところから鎌倉時代最末期ないし南北朝時代の製作と考えられる。中世の肖像彫刻流行の一翼をになった聖徳太子像の一例として貴重である。

【工芸 金銅四天王五鈷鈴 一口】

所有者は鶴岡八幡宮で、制作年代は中国・宋時代初期である。寸法は総高22.7cmで、五鈷鈴は鈴の取手が鈷状の形をした密教法具である。鈴身に四天王と三鈷杵を交互に表わしている。この鈴は、唐時代の仏像鈴の形式をとるが、細部の表現に簡略さが認められるので、宋時代初期の制作と考えられる。伝来は不明だが、江戸時代には鶴岡八幡宮の宝物であったことが知られ、江戸時代まで同宮で密教の修法が行われていたことを知る上で貴重である。

これらを指定すると、市内の指定文化財は576件となる。また指定文化財の内訳としては、国宝が15件、国の重要文化財が199件、県の重要文化財が72件、市の指定文化財は今回の新指定の4件を含め、全体で290件となる。今後の手続きとしては、議決をいただいた後、告示を行うとともに、広報誌等により発表する。その後、12月市議会文教常任委員会に報告を予定している。

質問・意見 な し

(議案第27号は原案のとおり可決された)

(日程第8 協議事項「鎌倉市教育委員会事務局等の組織の見直しについて」は未成熟段階での協議となるため、また、日程第9 議案第28号「鎌倉市青少年問題協議会条例の一部改正の申し出について」及び日程第10 議案第29号「鎌倉市青少年会館条例の一部改正の申し出について」は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき、非公開とすることについて、委員長の発議により出席委員に諮ったところ、異議なく了承され、非公開とすることを委員長が宣言した。)

藤原委員長 本日の日程は、すべて終了した。11月定例会を閉会する。